

◎競馬法の一部を改正する法律案新旧対照表

○競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
第二十八条の二 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六 条第一項に規定する被保護者は、勝馬投票券を購入してはなら ない。	〔新設〕